

# 令和7年度福島ロボットテストフィールド展示会出展事業 委託仕様書

## 1 事業目的

展示会の出展等を通して、福島ロボットテストフィールド（以下、「RTF」という。）ひいては福島イノベーション・コースト構想を広く周知すること、さらに、より多くのRTF利用者を呼び込むことを目的とする。

## 2 履行期間

契約日から令和7年12月23日（火）まで（全展示会終了から1か月後）とする。

## 3 事業内容

### (1) 広報・販促グッズ

出展に際し、新たな広報ツール・販促グッズの提案・作成すること。

また、配布ノベルティを製作する場合、1種類につき1,500個程度を目安とすること。

なお、最低でも1種類のノベルティを製作すること。複数種類のノベルティ製作については、各社の判断によるものとする。

### (2) 展示会出展

上記作成した広報物、既存の広報資料等を使用し、以下の展示会にブース出展を行うこと。

また、ブース訪問者を増やすための広報も併せて行うこと。

なお、出展に係る申し込み手続きは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が行うものとする。

※ 各展示会の出展費用は本事業の経費に含まず、支払いは機構が行うものとするが、展示ブースで使用する電気使用料は受託者の負担とする。

## 【出展予定展示会】

### ア Japan Drone 2025

（令和7年6月4日（水）～6日（金）3日間 会場：幕張メッセ）

出展規模：1小間（間口約3m×奥行約3m×高さ約2.7m）×2

出展目的：企業や研究機関とのビジネスマッチング

特記事項：英語通訳ができるスタッフを最低1名ブースに常駐させること

### イ ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025

（令和7年11月21日（金）、22日（土）2日間 会場：ビックパレットふくしま）

出展規模：1小間（間口約3m×奥行約3m×高さ約2.4m）×4

出展目的：（1日目）企業や研究機関とのビジネスマッチング

（2日目）一般県民を対象としたロボットの社会受容性向上に向けた普及啓発

特記事項：4小間確保し、装飾等の作り込みを実施

### (3) (2)に係る出展・ブース運営・装飾・出展制作物等留意事項

#### ア 広報

展示ブース来場者の増に繋がる広報について自由に提案すること。

#### イ 装飾

(ア) 展示会出展に伴い、ブース装飾等を自由に提案すること。

- (イ) 来客が立ち寄りやすい開放的な印象を持たせること。
- (ウ) 装飾にR T Fのエンブレム、ロゴ及びキャラクターを使用すること。
- (エ) 装飾備品、照明機器の設営・撤去をすること。

#### ウ 運搬・設置

- (ア) 次のもののR T F・展示会場間の往復運搬及び設置を行うものとする。
  - a 機構所有のジオラマ（約80cm×約110cm×約16cm）
  - b パンフレット等の配布物やパネル等の広告物
- (イ) (ア)のほか、R T Fが各展示会場に直送する荷物について受け取りを行うこと。
- (ウ) ジオラマやモニター等のケース類については、ブースとは別の場所で保管すること（または同等の対応を施工業者と調整すること）。

#### エ 当日の対応

- (ア) 受付業務（出展内容の案内、ブース訪問者数の集計、来場者アンケート等）を行うこと。
- (イ) JapanDrone2025においては、英語通訳が可能なスタッフを1名以上、ブースに常駐させること。
- (ウ) ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2025については、ブース内において来場者が機構職員によるロボット講座（2日目）や、ロボット操縦を体験（2日目）できるほか、ロボットに関するクイズラリー（1日目・2日目）などの教育コンテンツを盛り込んだ企画を提案すること。なお、ロボット操縦体験は1種以上実施することとし、かつ1種あたり2ヶ所以上の体験レーンを配置すること。

特記事項：次のa～dについては機構で準備するが、提案を妨げるものではない。

- a 来場者アンケート（QRコードでの実施を想定）
- b ロボット講座で使用するPC（上映用ディスプレイ及びHDMIケーブルは含まない）
- c ロボット操縦体験で使用する2ヶ所分のドローン（D J I社TELLO）と操縦補助員
- d クイズラリーの設問と回答用紙（800部を想定）

#### (4) その他

ブース来訪者がよりR T Fに対する理解を深められるよう、ブース内において必要と考えられる措置等の独自提案を行うこと。

### 4 事業実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。  
なお、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 工程管理を徹底するため、発注者との打合せを随時開催するように努めること。
- (3) 共同出展者がいる場合は、他出展者と密な連絡及び調整を行うこと。
- (4) 仕様に定めのない事項や定めた内容の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上決定すること。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

### 5 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、機構に帰属するものとする。（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）

- (2) 受託者は、機構及び機構が指定する第3者に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (4) 作成物について第3者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 作成物について、必要に応じ、編集可能な形式（P S D、E P S形式ファイル等）の電子データも納品すること。

## 6 報告書の作成

- (1) 業務終了後、実施結果をとりまとめ、実績報告書を提出すること。報告書には、展示会当日の状況(写真等)を記載し、構成・レイアウト等に十分な工夫を行うこと。  
なお、電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。
- (2) 成果物
  - ア 実績報告書 1部
  - イ 本業務において作成した資料等

## 7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守  
業務の実施に伴い、関係する法令、条例等は遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (2) 業務の再委託  
受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめR T Fの承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護  
この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (4) 守秘義務  
受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 業務内容の変更・中止等における取扱い  
業務内容の変更・中止等における取扱いについては、R T Fと協議の上、決定すること。また、業務内容の変更・中止に伴い、委託費の変更を要する場合はR T Fの協議の上、決定すること。